

1. 件名：「玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）に関する面談【8】」
2. 日時：令和5年12月27日（水） 10時30分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・・TV 会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、
西内安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力技術部長 他10名（※うち6名）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。
0:00:05	昨日 12 月 26 日に実施されました玄海原子力発電所、高燃焼度燃料導入等に係る設置変更の、
0:00:17	審査会合のラップアップを始めます。
0:00:20	昨日の審査会合の内容について振り返りとして、九州電力の方から、まとめをお願いします。
0:00:35	PC第二部のタケツグでございます昨日の審査会合では学設計のテーマとして、
0:00:44	前回審査会合から 5 点についてご説明してますん。
0:00:52	それに関する質問ということでをいただきまして、
0:00:58	まず、
0:01:00	大きく 2 点あってその申請条文というところの考え方ですね、というところと、
0:01:07	あと核設計の技術的な内容として燃料導入してどう変わったかっていうところをご説明するというところで、
0:01:14	後者の方については、ヒアリング時にもいただいてた確認事項ですね改めてをしていただいたということでこちらとして
0:01:26	現在整理、作成
0:01:31	対応させていただいてるところでございますので特段
0:01:34	改めて確認いただきたい事項は、アンドウ区にないと考えてます。
0:01:39	申請条文の整理の方なんですけれどもこちらについてはまず、
0:01:43	今、し条文整理表で、適用条文と申請上部と分けておりました、申請条文でマルバツとしてましてバツとしているところについて、
0:01:54	現在の生徒記載では、
0:02:01	申請じゃないということでもう何も適合性の説明についてはしないように見えるというところではそこに認識の差があったのかなと思いますけれども、
0:02:12	規制庁が私ども当社としても新生町としているところについては、
0:02:17	全く説明をしないというわけではなくて
0:02:22	申請書に変更がない理由ですね、については何らか説明がいるというところは、共通認識として持っているところ持っているということを確認できたと考えております。それに対して申請処分という言葉を使うと全く説明しないように見えるというところでは、
0:02:37	何らか記載の方を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	検討するのかなということが当社の宿題事項となっているかと。
0:02:46	思います。また 10、
0:02:52	十七条とか十九条とかの設備側の条文に関してはもうこちら
0:02:56	申請書の記載が変更となっていないことを示すと。
0:03:01	ために申請書記載をもらうときに、
0:03:05	スキャンその条文に関連する申請書の記載を網羅的にお示しすると。
0:03:11	その上では申請書記載が変更になっていないことを整理してご説明するところが宿題事項となっているかと。
0:03:17	思います。まとめとしてはこの
0:03:23	こんなところかなと考えてるんですけども、いかがでしょうか。
0:03:28	吉尾規制庁スズキです。ここまでのところで、
0:03:33	規制庁側の方で、何か言っておきたいことがあればお願いします
0:03:41	規制庁西内ですけど、自分から大丈夫ですかね。
0:03:50	江藤。
0:03:53	一応今おっしゃっていただいた内容で、共通理解かなとは思んですけど、ちょっと補足も兼ねてですけど、
0:04:02	今申請マルバツについて、儘田の前半、今おっしゃっていただいた前半部分の話ですね申請マルバツっていうところの話ですけどと。
0:04:11	審査会合の場でもタケツグさんからご回答いただいているようにですね、今九州電力としては申請マルバツっていうのは本文変更有無で考えてますっていう話がありましたと。
0:04:23	で、それについては説明いただいたように、少なくとも申請発、
0:04:32	になったからといって、
0:04:34	全く、いわゆる審査行為、適合性の確認っていうものが発生しない。
0:04:39	わけではない。
0:04:40	本部変更してないけども今回の高燃焼度燃料の導入に伴って、関係がある部分についてはしっかり説明する必要があるし我々も確認するというそこは共通理解だったかなあと。
0:04:53	いうふうに思ってますと。
0:04:55	で、その上で今、少しその申請マルバツを何か見直すみたいなちょっとお話もあったと思うんですけど、
0:05:05	定義とか説明の仕方はそれはまずもって電力側にアノせ、選択性はあると思っていますので、それもよくご検討いただいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:15	見直す必要があれば見直してもらえればいいのかと思いますけども、ただその際には誤解を与えないような表現というのはちょっとご検討いただければというところですね。
0:05:26	会合の場でも発言したように申請バツと言われると、
0:05:30	そういった適合性確認の声が発生しないようなそういった誤解も与えるかなと思いますので、まずは定義を明確にするところ、必要に応じて表現、定義を見直すっていうところかなと思いますと。
0:05:43	いうところで、
0:05:45	前半ある種名、ある種共通認識かなと思いつつ、今、現状は、少なくとも
0:05:54	適用 0 申請×っていうものナカノに、
0:05:59	結構いろいろなパターンが含まれるわけですよ。
0:06:02	主語的に適用もあれなんだけど、ただこれ全く関係ないから、申請バツですっていうものもあれば、
0:06:10	今回の強度みたいな形、17 条 1 項 1 号みたいな形でインプットとしては関連がしてくるものっていうのもありますし、
0:06:19	少しちょっと関連度合いが違ってくるのでそれをどう表現するかっていうところかなと思いますと、そういった意味でも今の現状の申請マルバツの定義を変えないのであれば、
0:06:29	その分右っ側にある適合欄の状況説明欄の記載が充実されないと、内容わからないですし、それをまずは申請マルバツのところの定義から見直すのかっていうところもあると思いますけどもそういったところは申請全体に関係する話になってくると思いますので、
0:06:45	そういったところは引き続き確認を、ある種、共通的に進めていければいいのかと思っていますというところかなと思います。
0:06:54	概ね共通理解だと思うんですけどもちょっと補足も兼ねてというところで、何か認識ずれてそのところありますでしょうか。
0:07:06	九州電力のタケツグでございます九州が九州電力側としては認識のずれではないかと考えておりました、定義、
0:07:14	当間元上載をちょっと大きく変える。
0:07:18	とちょっと
0:07:20	これまでのこともありますんで
0:07:23	今の指摘を前とか申請だとかそういった
0:07:29	表現といいます定義で打っていったか

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:32	大きく構成を変えずにそういった言葉の定義とかをちょっと見直していくのかなというイメージをちょっと今持ってあります。
0:07:39	あと条文整理表の説明については今あまり載った適用条文の中でも濃淡がないような記載になってるので、その説明すべきところは説明。
0:07:49	17条1項1号のように説明する。
0:07:52	設計条件からですね説明すべきものとしてはちょっと記載を充実化、充実化させるのかなと思っております。以上です。
0:08:00	はい。規制庁西内です。
0:08:03	そうですねいずれにしてもちょっとまず内容を確認しながらっていう形になるので、昨日の審査会合では別に結論付けなかったようにですね今後引き続きも、今後も引き続き事実確認を進めながら、
0:08:15	具体的には確認を進めていくものかなと思ってますと。
0:08:20	あとはですね、ちょっと先に後半の十七条十九条とかの話の確認をした後にちょっともう1回この話に戻ってくるんですけど、
0:08:32	17条と19条に関して、ちょっと若干すいませんアノタケツグさんの説明が聞き取れづらかったところもあってですねちょっともう1回確認したいんですけど、17条と19条については、
0:08:45	設置の条文だと考えているから、
0:08:51	というような説明というような認識でしたっけ。
0:08:56	議事電力のタケツグです。そうですねあの会合の場で十七条に関しては
0:09:03	設備の設置とか設計に関する条文なので安全解析キーが変わるから直接、安全解析が変わるから、必ずしも次南條かかるとかいうわけではなくて、設備設計としてそれらのインプット等が、
0:09:18	変わらないのであれば17条と13条は切り離して、13条は評価が変わるけど、十四条側はその設計の条件変わらないのであれば指摘
0:09:29	ちょっと
0:09:30	現在の表現で、申請バツといえるんじゃないかなということを、
0:09:35	そういう所でご説明させていただきました。
0:09:40	はい。規制庁西内ですけど。
0:09:44	十四条に関しては、そもそもですけど13条と直接はリンクづかない。
0:09:51	別の設計をやっているっていう理解ですので、
0:09:56	別の設計今いわゆる設計建設規格とか詰めに基づく設計っていうのを17条1項1号側詳細な話は施工2段階でって話ですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:08	やっているのであれば、今タケツグさんおっしゃったようなインプット条件が変わるか変わんないか。
0:10:14	今回の高燃焼度利用に伴って、内容は既許可既工認の評価内容というところに包絡されるのであれば、
0:10:22	それは適合状態がいわゆる変わらないっていうふうになるので、申請待つついていうところそういう状態なのであれば何かまだ理解はできるかなという気はしてますとそういった内容は今後具体的にまた確認をできればと思いますけども。
0:10:35	で、
0:10:36	一方でですね、19条に関してはこれ解釈の方とかでも性能評価指針を引いているように、
0:10:44	必ずしもいわゆる単純に設置っていうものだけの条文ではなくてあれ性能的なところも19条が要求をする預金が入っていると思っておりますね。
0:10:54	そういう意味では13条とここは切っても切り離せない関係になっているのかなあと思っているんで、19条とか他の条文17条以外の他の条文についても、今説明されているような内容が適用できるのかっていうのは、しっかり要求事項を確認いただいた上で今後の
0:11:09	各パートで説明をいただければと思っておりますというところでしょうか。
0:11:14	九州電力のタケツグでよろしいでしょうか。九州電力高津です。
0:11:18	西内さんがその17条と19条についてはちょっと性質が異なるのではないかとわかれてることは認識いたしましたちょっと内容につきましては、
0:11:31	殊、今後整理していく上でも同斜の方でもない要求事項を再度しっかり確認してその同じ記者同じようにご説明できるのかやっぱり同じように説明できないのかっていうのはちょっと確認しながら説明させていただきたいと思っております。以上です。
0:11:47	はい。規制庁西内です。そうですね少なくとも19条、今回の審査会合の対象範囲ではなくて、関連性があるって申請条文って話でいうと全体共通の話なので例示として出させていただいたものですので、
0:12:01	今どうこうというわけではなくてですね、今後の各パートの中でしっかり要求事項というものを、お互い共通理解をして、それに対しての適合方針というものを共通理解にして、
0:12:12	逆にそこまでが共通理解になれば、
0:12:15	あとは13条。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	が、
0:12:18	十九条側でも関係するんだったら、それは、
0:12:21	両方一緒ですよっていうだけの話だと思いますし、別の話ってことなのであれば、さっき説明いただいたような 17 条 1 項 1 号のような関係性なのかなと思いますし、というところで、そこ今後引き続き、僕の分野においても他の分野においても引き続き確認ができればいいのかなと思っているというところでしょうか。
0:12:43	で、
0:12:45	今ちょっとお話したようなところでいうと、
0:12:51	17 条 1 項 1 号側はもしそのインプット条件が変わらないんだったら、
0:12:57	いわゆる
0:13:00	審査行為というのをどどう言うかですけど、濃淡としては割と金目の方になるわけですよ。インプット条件がいわゆる既許可の評価条件とかに包絡されているってことの確認ができればOKであると。
0:13:14	例えばですけど、
0:13:16	12 条の安全重要度とかの、
0:13:20	の条文ですねこれちょっと介護の時にはメインに例示しなかったですけども、
0:13:25	ああいったものも今申請、バツになっていると思うんですけど、ああいったものも、結局、
0:13:32	あれは明らかに高燃焼度燃料っていうのも新しい
0:13:36	燃料を導入しますと、
0:13:38	その燃料の重要度に応じた設計を新しくするわけですよと本部変更ないけど、
0:13:44	で考えると、
0:13:45	やっぱり 12 条とかこういった 17 条 1 項 1 号でやっぱり結構濃淡があるのかなと思っていて、先ほど秋月さんの最初の冒頭の認識の中でも濃淡っていうワード確かでちょっと聞こえづらかったとあったのかなと思っていて、
0:13:57	そこをちょっとどう表現するかっていうところなのかなと思っています。
0:14:02	逆にそこが表現されないとして一律、
0:14:05	会合でも言いましたけど別に一律同じ濃淡で審査する必要があるかというもちろんその粒度はかなり上部によって変わってくるのかなという認識はしているので、その濃淡をしっかりと表現いただくというところを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	いわゆるマルバツってところの判例ですか、文書ですかってところの違いかなと思っていて、それは九州電力がまずは説明性としてどういう説明したいかっていうのを選択していただくということかなと。
0:14:30	ただ、誤解を与えないようにしましょうねということかなあと考えています。
0:14:35	というような認識ですけども。
0:14:38	イメージ合ってますかね共通理解ですかね今後の考え方も含めて、
0:14:43	九州電力のタケツグでございます共通理解かなと思いますちょっとマルバツで表現するのか文章にするのかってところは
0:14:51	どちらにしようかなというところではありますけれども、
0:14:56	今ちょっとし適用と申請ということバーを使ってるところがまだわかりわかりづらいところの一つであるのかなと思ってますのでその、
0:15:06	言葉をちょっとどうするか考えの方針については、
0:15:10	今後考えていきたいと思えます。以上です。
0:15:14	はい。規制庁西内ですありがとうございます私は、ここまでの確認で概ねあの会合でやりとりした内容が共通理解になっているかなと思いますので私からは特に追加はありません。以上です。
0:15:27	九州規制庁スズキです。
0:15:31	今の資料 1-1 の条文との関連性の欄の中で、4 号申請と 3 号申請の、
0:15:41	マルバツの判定としての、
0:15:45	今後検討を進めなきゃいけないパターンとして、
0:15:48	17 条 1 号のようなパターンと、それから十九条のようなパターンがあるという話の共通理解がえられたと思いますそれから、
0:15:58	この辺に関しては、前回の 11 月 28 日の審査会合においても、
0:16:05	放射線被曝関連として、例示としては 26 条、
0:16:11	あと 27 条で、それぞれ、高燃焼度燃料の導入でソースタームが変わるのに、
0:16:18	線量評価をかたっぽが申請していない方を申請しているとそういうパターンもあるとこれで結局、
0:16:24	三つぐらいパターンが出てきてますので、これがすべてかどうかはもう少し、
0:16:31	他の分野の案件、今後やっていこうとし、審査を進めていこうとする費用時の炉心冷却とか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	先ほどちょっと新居主事の方から少し出ましたけど、共通の 12 条みたいな、
0:16:45	話とか防護関連と、
0:16:47	ところをもう少し進めていって、
0:16:50	他のパターンもあるかどうか、見定めた上で、どんな整理が必要かなっていうところをもう一度、
0:16:55	改めて審査会合の場で、
0:17:00	刺さっ急に結論を出すようなことではないと今認識
0:17:05	九州電力の方よろしいでしょうか。
0:17:07	九州電力のためくださいます。
0:17:10	はい。今ご説明いただいた内容については理解いたしました。ちょっと確認になりますけども、昨日の核設計員、
0:17:22	出てきた
0:17:24	宿題事項としては次、核設計としては 17 条 1 項 1 号についての申請書をもらう時 2 というのと申請中北川ないこととか、設計条件が変わらないことっていうのを、
0:17:35	お示しするというのが、次回の核設計の審査会合に向けた対応かなと思ってますので次回の各セキのヒアリングについてもそれらの資料を、
0:17:46	当社の方で整理させて三石、確認いただくということになるのかなと考えていますけれども、
0:17:54	核設計の次回の会合に向けたイメージとしては、
0:17:58	よくそれでよかったですでしょうか。
0:18:05	規制庁西内ですけど。
0:18:09	今はそうですね。今の説明がちょっと通るのであればそれでいいのかなと思いますけど。
0:18:20	今その設計条件が変わらないことを説明っていうふうにおっしゃいましたけど、
0:18:25	当然介護の場では別にその設計条件が変わるか変わらないかっていうところまでまず言及されていないので、
0:18:31	まずはフラットにですね、単純に 17 条 1 項 1 号の適合性について、本文抽出箇所を
0:18:38	申請書の関連記載箇所っていうところを示して、再度説明してもらっていうそれに尽きるのかなと思ってます。設計条件が変わらないことを説明と言われた変わらないことが前提にあってその確認ですっていう印象を受けるんですけど、まだそこが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	本当にそうなのかという意味では私も確認できてませんし、まずはフラットに 17 条 1 項 1 号について、関連する本文記載箇所を示して、今回申請における適合性が、
0:19:03	どう、要は、
0:19:05	川中川名キクカワから変わるのか変わらないかっていうところをしっかりと説明をいただくということかなと思っています。その説明はもちろん設計方針が変わらないのでっていうことを説明したいのであればそれは九州電力としてご説明いただくっていうだけですし、
0:19:18	あくまで宿題事項としては、適合性いかがというところも宿題かなというふうに理解してます。
0:19:30	九州電力のタケツグでございます。ありがとうございます審査会合昨日の審査会合時点ではとりあえず、土地野瀬申請書の記載の設計方針が変わらないことを示す数までが、
0:19:43	宿題事項というところで理解しましたが最終的には設工認側の数、強度計算の設計条件を変えないというところまでを説明しないとその審査として終わらないのかなっていうところがありますので
0:19:58	当社としては準備が、
0:20:01	できるのであれば説明できるところまでは説明したいというところがございますので、
0:20:09	可能であれば説明はさせていただきたいのかなと思っております。
0:20:15	規制庁西内ですちょっと誤解を与えるような感じだったら申し訳ないんですけど別に
0:20:21	何て言うんですかね。
0:20:22	最初にタケツグさんがおっしゃったようなその設計条件が変わらないっていうことを、設計方針じゃなくて設計条件っていうふうにさっきおっしゃってたと思うのでちょっとそれで言いますけど、
0:20:32	いわゆる共同解析のインプット条件が変わらないことを説明したいのであれば別にそこ、それを、
0:20:37	具体的な内容を説明することを否定するものではなくてですね。
0:20:42	私が言いたかったのは単純にその設計条件が変わらないことを説明。
0:20:47	というよりは、
0:20:50	その点も含めて 17 条 1 項 1 号フラットに適合性を確認をしたいということだけナイトウでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:59	要は設計、そのインプット条件が変わる変わらないというところに決めつけるようなそこだけ確認すればもうこの話は終わるんだねって決めつけるような状態ではないよねっていう、
0:21:09	そういう意味合いですね。九州電力の赤津でございます。
0:21:13	17条1項1号が許可としてどういう的、記載がされててそれが規則、農的規則の要求に対してどういう処理方針を説明して、どういう適用を説明しているか。
0:21:26	ていうところとそれが変わらないのかっていうところが、
0:21:29	目的キーというか許可で説明すべき事項で
0:21:35	裏付けというか、何で買わないのかっていうところを説明するために設計条件の話をするっていうことかなと。前半が、
0:21:44	大事なところで後半はその根拠的なところの説明なのかなと思います。
0:21:49	なので、
0:21:52	可能であればその裏付けのところまで説明させていただきたら、
0:21:58	そこまでがセットかなとちょっと考えていた、考えておりましたのは説明できるところまで説明させていただけたらと。
0:22:04	考えております。以上です。はい。えっとですね規制庁ニシウチですけど、
0:22:09	ちょっとそういう意味でいうとすいません先ほど共通理解かなといったところで、
0:22:14	申請マルバツの部分。
0:22:17	の話をちょっと戻しながらももうちょっとお話しさせていただきたいんですけど。
0:22:24	申請マルバツというよりかはあれですね審査会合の中で、ワタヒキオカから本部変更がなくても、
0:22:34	いわゆる
0:22:35	高燃焼度に関係するような内容なのであればもちろんその変更がなくていいっていうことは審査する必要がありますよねと。
0:22:43	ていうことを申し上げて、その場でタケツグさんからもそれは共通理解ですというふうにご回答いただいていると思うんですけど、
0:22:53	その実際に、
0:22:57	申請書本文って、さあん。
0:23:00	今回の燃料に関係ないようなものももちろんいろいろ書いてあるで、今回の燃料に関係するものの中でも先ほど確認したいの濃淡はあるというふうに思っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:10	結局我々審査コウ適合性の確認声が発生するのは、要は既許可で見ている適合性の状態から、
0:23:18	変化があるんだったら、それは変化部分を確認する必要がありますよねと。
0:23:23	仮にそこに機器とかの適合している状態から全く追加要素変更要素ありませんよっていうのは許可から変更がないことだけをただ確認するっていう話になると思うんですよねと。
0:23:34	というところが、まず、
0:23:37	濃淡としては一つあるのか、境目としてはあるのかなというふうに理解をしていて、これは多分玄海の既工認とかに、これ工認ですけどね、既工認の時には確かそういった話を少しさせていただいた記憶は過去ありますと。
0:23:51	多分緊対のときとかだと思いますけど、
0:23:54	そういったところも含めてちょっと今後しっかり明確になるように確認をしてきていければいいと思っていると。で、今回の17条1項1号の話に関して言えば、
0:24:08	ちょっと後任をまず出すのかどうかっていうのはちょっとまた一つまた別の話があるので、
0:24:14	要は今許可段階基本設計段階の審査ですのと。
0:24:18	ちょっとどこまで工認が出てくるのかって話はあるんですけどそういう意味ではまず既許可かな。
0:24:24	どういうふうに適合性の状態が変化しているのかっていうのを少し明確になるように説明をいただく。
0:24:30	それはだから、審査会合の中の言葉で言うのであれば関連する本文記載箇所を示しながら、適合性っていうものがどういうふうに今回の燃料申請に伴ってっていうところでしっかり説明いただくというところに尽きるのかなと思います。
0:24:45	その中でコウに踏み込むか文も踏み込まないのかって話は一つあると思うんですけど、その中で例えば解析のインプット条件みたいな話が出てきていて、いやキクカワ評価条件から変わらない。
0:24:57	だから今回の高燃焼度燃料に伴って適合している状態評価してる状態が変わらないのであれば、そういった確認になりますよねっていう。
0:25:05	そういうそういうようなイメージで考えていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:08	今言ったようにその評価条件っていう話は最後の方に出てくる話だと思 っていて、どちらかというともまず既許可のときにどういう状態でこれ適合 しているのかと。
0:25:19	今回高燃焼度燃料導入することに伴ってそれがどう変わるのかっていう のをまず明確にして欲しいというのが、ちょっと私が言いたかったまずフ ラットな状態で 17 条 1 項 1 号を確認したいという趣旨でございます。
0:25:32	その確認する中で、その最後の方に評価条件が変わるか変わらないか っていうのが出てくるのであれば、それは当然そういう確認になるでしょ うっていうところで、次回会合でそこまで説明を、
0:25:44	必要であればもちろんアノし尽くしてもらようなイメージで考えています というところですね。
0:25:50	ちょっと長くなりましたけどイメージ、ちょっと、ちょっとそこ、少し具体的 にと思ったんですけどイメージは合ってますかね共通理解で大丈夫でしょ うか。
0:25:59	20 電力のタケツグ出されます。
0:26:01	ありがとうございます。イメージは伝わっ。
0:26:04	入って、
0:26:07	その 17 条 1 項 1 号、
0:26:10	ちょっと私し
0:26:13	17 条 1 号、1 項 1 号に関して申請書でその設計、
0:26:20	設計に関してはどのように、どのように、まだ評価、
0:26:24	に関してどのようにと書いてあるのかとか、そういったところを確認して、
0:26:30	から、何。
0:26:35	評価との関係性ですかね、その辺がどうなってるかを確認してカラーじ ゃないと、設計条件とか、
0:26:41	ニワ 1 からその設計条件後からの話。
0:26:44	とお考えなのかなと思ったんですけども、ちょっともってというのが、申請 書には設備の具体、設備に関する評価については
0:26:57	工認の詳細強度評価とか詳細設計段階で書いてしか書いてないので、 申請書には
0:27:04	設計方針、コウを設計しますって設計方針をちょっと、
0:27:10	記載してるのみで何かあまり、
0:27:13	詳細な要件までは書いていないのではないかなというちょっとイメージ を持っているので最初から設計条件を示した方がという最初思ってたん

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ですけどもまずは申請書に伝え、どういう記載をしているかっていうところを整理してから、後段の、
0:27:27	設計状況の話になる。
0:27:30	そういう流れで確認されるというところで理解をしています。
0:27:37	うん。はい。規制庁西内です。そうですねいずれにしても我々まずは、
0:27:43	本文で適合性確認をするっていう話は、これはどの審査においても共通だと思いますので、医師会まで申請書関連記載箇所これは場合によってはテンパチテンジュウっていうところを、
0:27:55	あまり好まない望ましくないとは思いますがさえ場合によってはまとめ資料とか装置のですね、っていうのも活用しながら許可の状態っていうのはしっかり説明をいただくと。
0:28:06	その上で、
0:28:07	という話ですよね。あとはどこまでそれにその評価条件っていう話が関連してくるとどこまでの説明ができるのかっていうところをしっかりと確認させてもらえればいいのかと思ってます。
0:28:21	九州電力伊勢です所長承知いたしました。ただちょっとスケジュール案というか
0:28:27	次回の1回目のヒアリングまでに申請書の記載箇所をまとめて、記載シマ金申請書での説明箇所をまとめてくるようなイメージかなと。
0:28:36	理解しますと、
0:28:39	はい。いや、規制庁ニシウチですけどスケジュール感は最後、
0:28:44	本庁側のスズキとかと調整を全体の話なので調整になると思うんですけども、
0:28:50	別に初回のヒアリング、次のヒアリングの場で、
0:28:55	実際の私も結局これって詳細設計に行く話だと最後思っていて思って審査会合で確認をしているので、別にそこまで踏み込んで説明してもらっても別に構いませんと。
0:29:06	結果してちょっと確認した結果起動方向性が変わることがあるかもしれないですし、そういった場合はまさに審査会合でやれば良いと思うんですけども、別に最初から最初は申請書記載に、
0:29:17	限定して確認をしようねというようなことを私はオーダーしてるつもりはなくてですね提訴それだけ言いたいことですね。
0:29:25	以前九州電力として最後まで説明し切れると思うんであればそれで組み立ててもらって結構ですというそれだけの話です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:33	なかなか最初の方にむしろ情報をたくさん出しといてもらった方が、事実確認は進めやすいのかなという気はするので、最初から九州電力が今こう考えてますということを資料化してもらった方が、
0:29:45	要は、最初は申請書記載だけというふうに、あえて限定しない方がいいのかなと思ってますっていう、それだけですな。
0:29:57	九州電力中園です。衛藤。今ご説明いただいた内容については理解しました。
0:30:04	再三おっしゃっていただいているようにですね、まずはフラップの目で見たいってところは我々も認識は持っておりますので、
0:30:15	その中で、どこまでをやるかっていうのはそこは当社の判断かなとある程度思っております資料を出す段階において、本文をお示して、
0:30:27	本文とか、管理記載箇所をお示して、その上でいや、これでは、今の適合の状態と、後が入った時の適合の状態の、
0:30:37	説明が単純に、ちょっと見えないとか、そういうところが出てくれば当然その評価の話になっていくと思いますので、そこを我々が資料をつくりながらですね、ある程度判断した上で、
0:30:49	どこまでヒアリングの時、事実確認の時に、ご説明するかっていうのも当社の方である程度判断をした上でお出しして、その上で資料を確認いただいて、
0:31:02	これについてはちょっと、もうちょっと踏み込んで話さないといけないよねっていうところを、事実確認の中でしていただくのかなと考えております。以上でございます。
0:31:11	はい。規制庁西内です。そうですね
0:31:15	概ねも共通認識かなあとしますのでまだ次のヒアリングで具体的にというふうに思って具体的に確認をできればとは思っていますと。
0:31:24	どうでしょうか。はい。私からは以上です。
0:31:29	規制庁鈴木です。のところについては、
0:31:34	一般的な材料だとか構造物に関しては、参照する規格類、
0:31:43	ていうものをそもそも審査、設置許可申請の中で、
0:31:47	テンパチ等ですけれども、
0:31:50	定めたりして、
0:31:52	いますので、
0:31:54	そういったものに基づいてやることに、
0:31:57	方針が変わらないとか、そういったところは、
0:32:01	必ず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:02	うち許可申請の段階で、はい。
0:32:05	全く強度の話、どうやって強度計算するとか、
0:32:10	書いてないっていうわけではないは、
0:32:12	ので、そういったところもしっかり確認された上で、
0:32:16	もし今の資料、昨日の審査会合の資料 1-3 で参照すべき。
0:32:23	申請書記載箇所抜けがあるようであればそこはしっかり明記した上で説明をしていただく方がいいかなと思ひ
0:32:30	それから、あと、今、議論になってたのは、結局、
0:32:36	後段の設工認だとか保安規定の手続きの断面において、
0:32:43	全く変わらないと思っていたけど実はその時になってみたら変わったり得ることがあったとか、
0:32:50	そういう話になるとですね、許可の意味合いがなくなってしまうので、
0:32:56	許可の断面において直接的に審査をする、或いは申請するものじゃなかったとしても、
0:33:04	後段においてその実現可能性があるかどうかという、
0:33:08	切り口においても、説明は半紙尽くしていただく必要があると考えており、
0:33:15	その辺を意識して、どこまでどの書類に何を説明していくかというところは少し考えて、
0:33:26	それから、
0:33:28	今日、
0:33:29	この時点まででラップアップ、30 分強やって今
0:33:34	昨日の審査会合は 30 分強で終わっていますので、
0:33:40	結局、
0:33:41	審査の効率的な進め方という観点では、
0:33:46	審査会合の中で十分な議論が尽くされていないなという印象を受けました。本来であれば、今言ったような話っていうのは、審査会合の中で十分議論した上で、
0:33:57	今後何を九州電力として対応していくかどうか。
0:34:02	そういった具体的なところまで、
0:34:04	議論した方が、効率はいいと思います。これは別に九州電力だけに限った話ではなくって規制庁側の方の品質担当についても、
0:34:14	その場ではそんな感じかなというふうに、で止めてしまうようなやり方をしていくといつまでたっても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:22	明確な方向性が定まらないに比べると、審査が進んでいく可能性がある るので、その辺は審査会合の場でもう少し、
0:34:31	深く突っ込んだ議論を、
0:34:34	していった方がいいかなという印象を受けました。それから最後にです ね
0:34:40	今回の
0:34:41	昨日の審査会合での今後の進め方について
0:34:48	この
0:34:49	内容が、回答できればというような話がありましたけれども、
0:34:54	最後、昨日審査会合で奥調整官からですね、発言ありましたように、
0:35:00	技術的な内容についてはまだこれから事実確認を進めていくところがあ りますので、
0:35:06	これまでと同様ヒアリングにおいてですね、事実確認が必要なものにつ いては事実確認リストを規制庁側から提供して、
0:35:14	追加の確認内容が出てくる可能性がありますのでその辺のところもしっ かり対処していく。
0:35:20	必要があります。そう。そういった面ではまず、昨日の審査会合での、
0:35:27	資料、
0:35:29	修正をしなければいけないとか、資料に盛り込んでいく、いかなきゃいけな いところっていうところが、
0:35:35	いつまでに九州電力としては準備でき
0:35:38	規制庁の審査担当としては、
0:35:42	それまでに、
0:35:43	技術的な内容の事実確認をするためのリスト作りがいつ頃までにできる
0:35:50	調整して今後の
0:35:51	スケジュールを決めていきたいなというふうに考え
0:35:56	当大分もうヨシモト氏もこれ、
0:36:01	間近になってるので、年明けてですね、ちょっとその辺一旦落ち着いて 考えていて、
0:36:07	そのスケジュール感のところはそれから、東京支社経由でちょっとお答 えいただければ、調整を進めていきたいなというふうに、
0:36:15	よろしいでしょうか。
0:36:22	設定値電力の武智でございます。ありがとうございます。今最後におっ しゃられた年明けのスケジュール感の話は次、資料をいつごろ提出でき るかという話でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:35	はい。九州電力としてはまず、昨日の審査会合として対応する内容をいつまでに、準備できるかというお答えをしていた。
0:36:45	それに対して、
0:36:46	規制庁側から、それに対応する資料確認内容の確認と、それから事実確認リストの追加分があるかどうか、いつまで
0:36:58	だというので、次回のヒアリングの日程調整に入りたいというふうに
0:37:05	九州電力対数で承知しました前回 2 回目の学設計のヒアリングにおきましてもまだ宿題事項が残っておりますのでそれとあわせて今回の審査会合に対する司会事項と、
0:37:18	いうところがいつごろに準備できるかということを立ち上げに回答させていただきます。
0:37:24	規制庁鈴木です。内容等もスケジュールについても少し入りましたけれども、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:37:33	よろしいですか。
0:37:34	藤ニシウチ審査官もよろしいですか。
0:37:38	はい私からは特にありません。
0:37:42	はい規制庁スズキです。九州電力から他に何かありますでしょうか。今のお話間あかん九州電力カミヒゴシです。
0:37:51	1、日スズキさんからメールで、ECCSの
0:37:55	ヒアリングに行って、提案いただいて、
0:37:58	こん今日お話しした内容十九条とかECCSすることは行って
0:38:04	今日、審査会合条文整理表の修正はなしに、そのECCSのヒアリングはしていただけるという理解。
0:38:13	規制庁鈴木です。昨日の資料 1-1 の条文整理表の、
0:38:18	内容については、昨日の最新版で、
0:38:24	炉心、非常時の炉心冷却除熱関連のところについての事実確認リストの提示をしていきたいと思っておりますので、それでヒアリングをしていきたいと。
0:38:35	いたしました。先ほどメールで 1 月 9 日のこの機構で回答させていただきます
0:38:41	たのでまた 1 月 5 日にリストをいただくと幸いです。
0:38:47	院長規制庁鈴木です。はいそこについてはこの後か。
0:38:51	規制庁側で確認したいと思っております。
0:38:54	本庁側はよろしいですねえと、原子力発電本部他に何かありますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:09	京成電力、原子力発電本部からオビタです。
0:39:17	ちょっと私の方から、
0:39:20	12 月で中に、
0:39:23	提出予定としていただき、この
0:39:26	準備状況についてちょっと、
0:39:28	ご説明させていただきます。
0:39:32	燃料貫通機械設計のヒアリング資料ですけれども、
0:39:36	と。
0:39:38	今、普通形質で準備をしている状況です。
0:39:43	準備でき次第、提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。
0:39:50	はい検証規制庁スズキです。
0:39:53	では準備できましたら東京支社経由でご連絡をお願いします。
0:39:58	それから規制庁側から、
0:40:02	先ほどの、
0:40:04	共通条文 12 条とか 43 条あるから防護系関連の今後の審査の進め方等については、
0:40:11	年内に改めて、
0:40:15	それから、
0:40:16	放射線被ばく関連の、今、
0:40:19	九州電力が提出されてる資料についてのヒアリングについても、年内に、改めてご連絡
0:40:28	以上でよろしいでしょうか。
0:40:33	JCBの船津です。1 点確認させていただきたいんですけど、センサ、前回のヒアリングで、1 が通 16 日の審査会合。
0:40:46	は、
0:40:48	まだなされ可能性として残っているというような話を伝えたかと思うんですけども、1 月の審査会合はお考えはないということによかったですでしょうか。はい、原子炉規制庁杉です。1 月 16 日の審査会合についてはキャンセルしまして、
0:41:07	まだこれからヒアリングをして、
0:41:10	審査会合のテーマ決めますけど、1 月 30 日、
0:41:14	に今調整をかけている。
0:41:17	ところが直近の審査会合になりますそれから、2 月の
0:41:22	15 のあたりで、
0:41:24	もう一つ審査会合のエントリーをしまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:30	そこに何をかけるかってのもこれから決めることに
0:41:34	ただ今お話話題に挙げたような内容が順次、
0:41:38	準備でき次第、そこには
0:41:42	だから、
0:41:44	昨日の核設計の話だとか、その辺のところは、まだ2月の中旬辺りは載らない気もするので、
0:41:55	年明けにスケジュール感が大体定まってきたら、場合によってはまた2月の後半或いは3月頭ぐらい
0:42:02	C社、
0:42:03	オオクボ
0:42:04	を考えたいと。
0:42:07	院長千葉さんありがとうございます。
0:42:11	規制庁鈴木です。ではこれで本日のラップアップ終了します。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。